平成29年度第1回 千葉県情報公開推進会議 会 議 次 第

日 時:平成30年1月22日(月)

午後1時30分から

場 所:千葉県庁中庁舎1階

総務部審査情報課委員会室

- 1 開 会
- 2 議 題
- (1)会長の選出について
- (2) 千葉県情報公開推進会議の平成28年度活動実績及び開示請求等運用状況について(報告)
- (3) 千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領の改正について(報告)
- (4) 苦情処理等の報告について (報告)
- (5)情報公開制度の運営の改善に関する意見書について

千葉県情報公開推進会議委員名簿

委嘱期間:平成29年7月7日から平成31年7月6日まで(2年間)

乗員の区 八		委	員
	委員の区分	氏 名	役 職 名
学	大学教授	*************************************	日本大学大学院 法務研究科教授
識経験	弁 護 士	また 永久	弁護士
者	弁 護 士	はしもと たくろう 橋本 拓朗	弁護士
<i>(</i> -)-	経営者団体	なかはし かずお 中橋 一夫	長南町商工会会長 千葉県商工会連合会監事
住 民 の	教育関係団体	おおた のりこ 大田 紀子	千葉県PTA連絡協議会 会長
代表	環境団体	<pre></pre>	環境パートナーシップちば 代表
者	福祉団体	たみうち じゅんこ 民内 順子	中核地域生活支援センター ひだまりセンター長

(敬称略)

平成29年度第1回 千葉県情報公開推進会議 会 議 資 料

平成30年1月22日

千葉県行政組織条例 (抜粋)

昭和32年9月10日 千葉県条例第31号

(設置等)

第28条 県に別表第2上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

 $2\sim6$ 略

(組織等)

- 第29条 前条第1項の規定により設置された附属機関の組織、委員の構成、定数及び任期は、別表第3のとおりとする。
- 2 略

(会長及び副会長)

第30条 <u>会長又は委員長(以下「会長」という。)及び副会長又は副委員長(以下「副</u>会長」という。)は、委員の互選によってこれを定める。

 $2\sim3$ 略

4 副会長が置かれていない附属機関(千葉県障害者介護給付費等不服審査会を除く。)にあっては、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者が会長の職務を代理する。

(委員の任命等)

- 第31条 委員は、知事が任命又は委嘱する。
- 2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会議)
- 第32条 附属機関の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。
- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。(略)

(部会)

第33条 附属機関は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によつてこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する当該部会に属する委員がその職務を代理する。
- 6 附属機関は、その定めるところにより、部会の議決をもつて当該附属機関の議決とみなすことができる。(略)
- 7 第32条(第3項ただし書を除く。)の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「附属機関」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。 (会議の運営等)
- 第34条 この条例で定めるもののほか、附属機関の議事及び運営に関し必要な事項は、 会長が定める。

別表第二

附属機関名	担任する事務
千葉県情報公開審査会	千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号)第21条第1 項及び千葉県議会情報公開条例(平成13年千葉県条例第49号)第 22条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議し、 答申すること及び意見を具申すること。
千葉県情報公開推進会議	情報公開制度の運営の改善に関する事項について調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に答申し、又は建議すること。

別表第三

附属機関名	組織	委員の構成	定数	任期
工 英目 桂 却 八	委員長	学迹収験と大力フサ	7 = 4.	
千葉県情報公開審査会	委 員	学識経験を有する者	7人	2年
千葉県情報公開推進会議	会 長	1 学識経験を有する者	5人以内	0年
一	委員	2 住民の代表者	10人以内	2年

〇 千葉県情報公開推進会議の活動実績について

1 平成28年度の活動実績

(1)会議(全体会)開催の状況

情報公開推進会議では、情報公開制度の運営の改善について調査審議するとともに、開示請求者等から申出のあった苦情の処理結果の報告などを行っている。

ア 平成28年度第1回会議(平成28年7月1日)

- (ア)千葉県情報公開推進会議の平成27年度の活動実績並びに開示請求等 の運用状況及び情報提供の状況について説明があり、質疑があった。
- (イ) 苦情処理調査部会が処理した20件の苦情の処理結果について及び 新たに申出があった2件の苦情について、それぞれ報告・説明があり、 質疑があった。
- (ウ) 大量請求等権利濫用的請求への対応について、説明があり、質疑があった。

(2) 苦情処理調査部会の開催状況

平成28年度の苦情処理状況

平成28年度は、14件(申出実人数3名)の苦情申出があり、実施機関に是正を求めた事案は4件(苦情事案2、4、8及び12)であった。

- ·第1回部会(平成28年10月3日) 3件審議
- 第2回部会(平成29年 2月13日) 8件審議

参考:平成29年度第1回苦情処理調査部会(平成29年 6月15日) 3件審議

2 平成28年度の苦情処理について

苦情処理の検討の結果、実施機関に対し改善の必要が認められる事項について、是正等に関する意見を通知した。

苦情事案 2 は、決定通知書の送付までに 7 日間を要したことについて、苦情事案 4 は、異議申立てから諮問までに約 9 5 月を要していることについて、苦情事案 8 は、決定通知書に教示文を付記しなかったこと等について、それぞれ是正を求める通知がなされた。

参考: 苦情事案12は、決定通知書における教示の実施機関名の記載が 誤っていたことについてそれぞれ是正を求める通知がなされた。

【参考】苦情処理状況(件)

I STORY	<i>ν</i>												
年度処理結果	H 17	H 18	H 19	H 20	Н 21	H 22	Н 23	H 24	Н 25	Н 26	Н 27	H 28	計
実施機関に 是正を求め た事案	4	1	1	6	5	7	6	5	0	2	1	4	42
実施機関の対応に不適切な点がなかった事案	7	9	12	19	4	9	16	10	15	4	16	5	126
行政不服を を を を を を と は の は の の で き の の の の の の の の の の の の の	9	2	2	0	0	0	3	3	2	0	3	5	29
取下げの事案	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2
処理中の事 案	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年度別苦情 件数	20	12	16	25	9	16	25	19	17	6	20	14	199
(申出実人 数)名	(6)	(2)	(2)	(2)	(6)	(2)	(2)	(2)	(1)	(2)	(2)	(3)	(10)

開示請求等運用状況について

1 本県の情報公開制度の沿革について

年 月	事 項	説明
S 6 3. 1 0	千葉県公文書公開条例	対象を公文書(決裁・供覧文書)として公開制度を
	の施行	立上げ
H10. 4	特例条例の施行	千葉県公文書公開条例の非公開条項に対して、実施
		機関の職員の職・氏名や食糧費の支出に伴う懇談会
		等の出席者の所属・職・氏名並びに食糧費及びタクシ
		一借上料の債権者の名称等を特例として公開する。
H13. 4	千葉県情報公開条例の施行	・ 基本理念として「知る権利」「説明する責務」を明記・ 対象文書を組織共用文書(電磁的記録を含む。)に拡大
		・ 実施機関に公安委員会及び警察本部長を加えた (施行はH14.4)・ 「適正請求」の責務に加え、併せて「請求権の 濫用禁止」の規定を置いた。
		・ 請求権者を拡大し、実質的に誰でも開示請求できることとした。
		・ 出資法人の情報公開を規定(H14.4各出資 法人において制度立上げ。)
	行政資料有償頒布実施	県が作成した行政資料を希望者に有償で頒布する制
	要綱の施行	度の立上げ
	県政情報の公表に関す	県の主要会議や主要事業の状況を初めとした県政情
	る要綱の施行	報を県民に公表する制度の立上げ
Н13. 6	知事等の交際費の支出	知事、副知事、出納長の交際費の支出に係る情報の
	に係る情報の公表に関	公表の実施
	する要綱の制定	
H14. 4	千葉県議会情報公開条 例の施行	千葉県議会に係る情報公開制度を立上げ
H17. 4	千葉県情報公開条例の 改正 特例条例の廃止	・情報公開推進会議の設置・開示請求対象文書の拡大・審議会等の会議の公開・特例条例の廃止及びこれに伴う情報公開条例の関係規定の改正・審査会委員の守秘義務違反に係る罰則の改正
H19.10	千葉県情報公開条例の 改正	・郵政民営化に伴う規定の整備(一般信書便に対応 : 郵送→送付)
H 2 7. 4	千葉県情報公開条例の 改正	・独立行政法人制度の見直し(独立行政法人→行政執行法人)

資料 2-2

年 月	事 項	説明
H28. 4	千葉県情報公開条例の 改正	・行政不服審査法の改正に伴う規定の整備・審理員制度の適用を除外
	工事等の金額入り設計 書等の写しの交付に関	工事等の金額入り設計書について、行政文書開示請 求に拠らず、より簡便な方法で提供する制度の立上
	する要領の制定	げ

2 請求の状況

(1)請求(申出)の状況

年 度	26	27	28	
請求件数(うち申出)	2,753(1)	3,454(0)	1,095(0)	
決定件数	16,122	16,823	9,311	

※申出とは、千葉県情報公開条例の開示請求権者以外のものから任意的な開示を求められた場合によるもの。

※請求件数とは、提出された行政文書開示請求書の件数である。

※決定件数とは、行政文書開示請求に対して決定された文書の件数である。

(2) 実施機関別決定件数

年 度		26	27	28
知事部局	件数	6,768	7,691	4,090
재플라/미	割合	42.0%	45.7%	43.9%
教育委員会	件数	6,885	6,578	3,946
教月安貝云	割合	42.7%	39.1%	42.4%
選挙管理	件数	129	35	43
委員会	割合	0.8%	0.2%	0.5%
₩ ★ 壬日	件数	0	0	60
監査委員	割合	0.0%	0.0%	0.6%
人事委員会	件数	1	1	5
八爭安貝云	割合	0.0%	0.0%	0.1%
企業土地	件数	267	216	39
管 理 局	割合	1.6%	1.3%	0.4%
その他	件数	2,072	2,302	1,128
-C V/IE	割合	12.9%	13.7%	12.1%
合 計	件数	16,122	16,823	9,311
П П	割合	100%	100%	100%

(3)請求の処理状況

年 度		合 計	開示	部分開示	不開示	却下	取下げ
26	件数	16,122	7,557	7,217	1,200	4	144
	割合	100%	46.9%	44.8%	7.4%	0.0%	0.9%
27	件数	16,823	8,569	7,093	1,063	7	91
21	割合	100%	50.9%	42.2%	6.3%	0.0%	0.6%
28	件数	9,311	3,254	5,244	753	\setminus	60
20	割合	100%	34.9%	56.3%	8.1%		0.7%

※平成28年度から、却下は「拒否処分」となり、不開示決定に含まれる。

(4)決定件数の各県比較

年 度	26	27	28	
千葉県	16,122	16,823	9,311	
茨城県	4,156	7,388	5,066	
栃木県	10,303	9,477	12,408	
群馬県	5,003	3,657	4,616	
埼玉県	6,665	8,120	5,803	
東京都	10,527	10,441	10,771	
神奈川県	6,674	7,303	9,251	

[※]東京都は処分件数を1件として計上している。

3 不服申立ての状況

(1)不服申立ての状況

年 度	24	25	26	27	28
知事部局	11	16	14	22	8
教育委員会	3	25	6	132	163
その他	8	3	6	19	23
合 計	22	44	26	173	194

(2)不服申立ての処理状況

年 度	前年度 新規			裁决·決定等					
十 及	未処理	申立て	認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	未処理	
平成28年度	263	53 194	2	11	41	0	12	391	
十成20千度	203	134			66			391	

本県の県政情報の公表状況について

県民に対する説明責任を全うし、開かれた県政を実現していくためには、開示請求によるまでもなく、県政に関する情報を県民がいつでも見られるようにしておくことが大切である。

そして、大量請求等の問題を経験した本県においては、情報提供を推進することは開示請求制度 の円滑な運用のためにも有効な施策であると考えられることから、情報提供施策の一層の推進に取 り組む必要がある。

1 県政情報の公表について

県の基本計画、主要事業の状況、県民生活の安全と密接に関係する情報などを県民に積極的 に公表するため、「県政情報の公表に関する要綱」を制定し、千葉県文書館において公開して いる。

平成28年度の公表資料件数は、2,018件となっている。

主なものとしては、

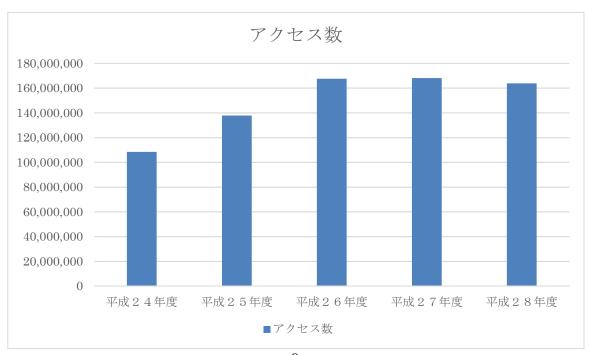
「千葉県内における熱中症による救急搬送状況について」「毎月勤労統計調査地方調査結果 月報」「千葉県毎月常住人口調査月報」「千葉県鉱工業指数月報」などである。

県政への透明性を高めるため、重要施策の情報発信やパブリックコメントを通じた積極的な 公開のほかにも、徹底した情報公開を進め、県民への説明責任を果たしていくこととしている。

※千葉県ホームページ

千葉県では、重要な媒体であるインターネットによる情報の公表として、千葉県ホームページ を平成8年5月に開設している。

年度	平成24年	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
アクセス数	108, 461, 468	137, 831, 605	167, 540, 187	168, 076, 979	163, 748, 326



2 行政資料有償頒布について

「行政資料有償頒布実施要綱」を制定し、県の作成する行政資料を文書館で一般県民向けに販売している。

平成28年度の頒布状況は、246種類の行政資料を販売した。

主なものとしては、「千葉県職員録(平成28年5月1日)」「公用文作成の手引」「平成28年度版 千葉県環境白書」などである。

平成28年度の主な公表情報

実施機関又は部 局	公表件数	主な公表資料の名称(文書館行政資料室における公表)
総務部	198	知事等交際費執行状況
		庁議
		定例部長会議
総合企画部	203	毎月勤労統計調査地方調査結果月報
		千葉県鉱工業指数月報
		千葉県毎月常住人口調査月報
健康福祉部	209	食中毒の発生について
		結核の集団感染について
		感染症の予防のための情報提供について
環境生活部	2 1 3	産業廃棄物処理業者に対する行政処分について
		光化学スモッグの発令・解除状況
		カミツキガメの捕獲事業について
商工労働部	1 4 6	「千葉県地域しごとナビ」のリニューアルについて
		ちばの旅
		観光情報
農林水産部	1 2 8	ちばが旬!販売促進月間について
		いちご新品種「チーバベリー」お披露目式の開催について
		千葉県庁ロビーにおける早春を代表する切り花のPR展示について
県土整備部	160	「企業立地フェア2016」への出展について
		千葉県土砂災害警戒情報
防災危機管理部	2 1 9	千葉県内における熱中症による救急搬送状況について
		平成28年熊本地震に関する千葉県の対応について
水道局	3 0	発注見通しに関する事項の公表
企業土地管理局	1 1	「造成土地管理事業」の概要について
病院局	1 5	多数傷疾病者発生合同災害訓練の実施について
教育庁	287	JOCオリンピック教室の開催について
		『主催者教育出前授業』の開催について
警察本部	4 9	訓令・通達
		千葉県警察官の増員要望について
人事委員会他	150	議長交際費執行状況
計	2,018	

(平成29年3月31日現在)

主な有償頒布行政資料 平成28年度(平成29年3月31日末現在販売部数の多いもの)

. ///-	行政資料名	作成課	販売部数
1		総務課	9, 218 (20)
2	公用文作成の手引	政策法務課	3, 401 (105)
3	平成28年度版 千葉県環境白書	環境政策課	2 8 8 (0)
4	平成28年度版 千葉県環境白書 資料編	環境政策課	2 8 8 (0)
5	職員の給与等に関する報告及び勧告 (平成 28 年版)	人事委員会任用課	171 (0)
6	千葉県病院名簿(平成28年4月1日)	医療整備課	139
7	防災誌「元禄地震」	消防地震防災課	6 8 (6)
8	開発許可制度の解説(宅地造成等規制法編・宅地開発 事業の基準に関する条例編)(平成 27 年 9 月)	40川町畔	6 4 (0)
9	開発許可制度の解説(都市計画法編)(平成 27 年 9 月)	都市計画課	5 5 (0)
1 0	防災誌「関東大地震」	消防地震防災課	5 4 (3)
	その他		1, 409 (88)
	合計	246種類	15, 155 (226)
※販	売部数欄の()書の外数は地域振興事務所等分	販売額 5, (ほか地域振興事務所分	382,440円

平成27年度(平成28年3月31日末現在販売部数の多いもの)

半风2	2/年度(半成28年3月31日末現仕販売部数の多	(1807)	
	行政資料名	作成課	販売部数
1	千葉県職員録(平成27年5月1日)	総務課	9, 711 (25)
2	公用文作成の手引	政策法務課	8 9 5 (2 3)
3	平成27年度版 千葉県環境白書	環境政策課	293
4	平成27年度版 千葉県環境白書 資料編	環境政策課	293
5	皇室がふれた千葉×千葉がふれた皇室	文書館	279
6	職員の給与等に関する報告及び勧告(平成 27 年版)	人事委員会任用課	1 7 5 (0)
7	千葉県病院名簿(平成27年4月1日)	医療整備課	127
8	千葉県診療所名簿 - 一般診療所 - (平成 26 年 6 月 1 日)	医療整備課	96
9	開発許可制度の解説(都市計画法編)	都市計画課	8 9 (5)
1 0	巨樹・古木ガイドマップ	森林課	6 5 (0)
	その他		1, 307 (39)
	合計	238種類	13, 330 (93)
※販	売部数欄の()書の外数は地域振興事務所等分	販売額 5, (ほか地域振興事務所名	143,140円分77,610円)

• 対前年度比較講評

上位4つに変動はないが、平成28年度は、防災に関する資料が販売部数ランキング 上位に位置している。

別紙

千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領の一部改正概要

概 要	内 容	改正の理由
1 意見書に係る規定の追加	第4条第2項、第3項 ・意見聴取の方法に係る手続きを追加	県民から提出された意見書を 推進会議でどのように対処す るかを明記することで、意見 書の取扱いを明確化するた め。
2 苦情処理調査部会の廃止	第4章苦情の処理 削除 (対象条項) 第6条第2項苦情の調査の うち、調査委員の規定部分 第10条推進会議への報告 第15条部会の会議の特則 第16条準用 第17条部会の会議の会議録 その他部会に係る部分の変更	委員の減員により、苦情処理 調査部会を廃止し、会長を 含めた推進会議が直接審議・ 調査することとしたため。
3 支障事案等調査の廃止	第5章支障事案等調査	支障事案等の調査制度については、推進会議として具体的な措置を講じることができないので、従来の規定を置くことに何の効果も期待できないため。

千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領

(平成17年8月18日制定) (平成28年3月25日改正)

(平成29年11月1日改正)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉県行政組織条例(昭和32年千葉県条例第31号)第34条の 規定により、千葉県情報公開推進会議(以下「推進会議」という。)の議事及び運営に 関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 議事及び運営

(調査審議の方法)

- 第2条 会長は、調査審議のため必要があると認めるときは、千葉県情報公開条例(平成 12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。)に規定する実施機関及び千葉県 議会議長(以下「実施機関等」という。)その他必要と認める者に行政文書の提示、 資料の作成を求めることができる。
- 2 会長は、調査審議のため必要があると認めるときは、推進会議に関係者の出席を求め、 その意見又は説明を聴くことができる。

(会議録の作成)

- 第3条 推進会議は、次の事項を記載した会議録を作成する。
 - (1) 会議の日時
 - (2) 出席者の氏名
 - (3) 会議に付した議題
 - (4) 議事の概要
 - (5) その他必要な事項
- 2 会議録には、会長及び会長が指名する委員1名が署名する。

第3章 意見の聴取

(意見聴取の方法)

- 第4条 推進会議は、条例第27条の2第2項及び千葉県議会情報公開条例(平成13年 千葉県条例第49号。以下「議会条例」という。)第28条の2第2項の規定による 意見を、情報公開制度の運営の改善に関する意見書(別記第1号様式)により聴取する ものとする。
- 2 前項による意見書の提出があったときは、推進会議が意見書に係る検討(以下「意見検討」という。)を行うものとする。
- 3 意見検討の結果は、会議録で公表するものとする。

第4章 苦情の処理

(苦情の申出の方法)

第5条 推進会議は、条例第27条の2第3項及び議会条例第28条の2第3項の規定による苦情の申出を、情報公開事務に係る苦情の申出書(別記第2号様式)により受けるものとする。

(苦情の調査)

- 第6条 前条による苦情の申出があったときは、推進会議が苦情に係る調査(以下「苦情調査」という。)を行うものとする。
- 2 苦情調査は、苦情を申し出た者(以下「申出人」という。)の申出事項に関係する 実施機関等に対しては、必要に応じて、書面若しくは口頭による説明、資料の提出若し くは文書の提示を求め、又は実地調査などの方法により行う。
- 3 苦情調査は、申出人に対しては、必要に応じて、書面又は口頭により説明を求めるな どの方法により行う。
- 4 前2項に定めるもののほか、推進会議が特に必要があると認めるときは、実施機関等 又は申出人以外の第三者(以下「第三者」という。)から、申出人の申出事項に関し 知っている事実を聞くことができる。

(調査の通知)

- 第7条 推進会議は、前条第2項又は第3項の規定による苦情調査を行おうとするときは、 関係する実施機関等又は申出人に対し、苦情調査実施通知書(別記第3号様式)により、 調査の内容その他必要な事項を通知するものとする。
- 2 推進会議は、前条第4項の規定により第三者から、申出事項に関し知っている事実を 聞こうとするときは、当該第三者に通知するものとする。

(苦情処理の検討)

- 第8条 推進会議は、苦情調査に基づき、苦情の処理に関する検討を行う。
- 2 前項による検討の結果、関係する実施機関等の対応に問題があると認めたときは、 推進会議は関係する実施機関等に対し、当該問題点の是正等に関する意見を通知する ものとする。

(処理結果の通知)

- 第9条 推進会議は、申出のあった苦情の処理の結果について、速やかに処理結果通知書 (別記第4号様式)により申出人に通知するものとする。
- 2 推進会議は、申出のあった苦情の処理の結果について、必要に応じて実施機関等又は 第三者に通知するものとする。

第5章 補則

(会長の専決事項)

- 第10条 次の各号に掲げる事項は、会長において専決により処理することができる。
 - (1) 第7条第1項及び第2項に規定する調査の通知
 - (2) 第9条第1項及び第2項に規定する処理の結果の通知

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、推進会議の議事及び運営に関し必要な事項は 会長が定める。

附則

この要領は、平成17年8月18日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年11月1日から施行する。

第3号様式(第7条第1項)

(その1)

苦情調査実施通知書 (実施機関等)

 第
 号

 年
 月

 日

様

□千葉県情報公開条例第27条の2第3項

千葉県情報公開推進会議 会長

$\overline{}$	1. 英国菜人桂却八朋タ	は周囲のタのの質り面	の担告により	唐却 17 BB
		会例第28条の2第3項	の規止により、	1月 報公用
	事務に係る苦情が寄せ	よられました。		
	苦情の処理のため、次	てのとおり調査を行いたい	ので通知します。	
	対象とする担当課 (所)			
	苦情の内容			
	調査の内容			

※ 具体的な調査の方法・日時等については、別途事務局から御連絡します。

第3号様式(第7条第1項)

(その2)

苦情調査実施通知書(申出人)

第号年月日

様

千葉県情報公開推進会議 会長

年 月 日付けであなたから申出があった情報公開事務に係る苦情について、その処理を行うため次のとおりあなたから調査を行いたいので通知します。

苦情の内容	
調査の内容	

※ 具体的な調査の方法・日時等については、別途事務局から御連絡します。

第4号様式(第9条第1項)

処 理 結 果 通 知 書

第号年月日

様

千葉県情報公開推進会議 会長

年 月 日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

	I
	I
処理結果	
火炸	
/C+1/10/10	
	I
	I
	I
	I
	1

営に関する要領 〇千葉県情報公開推進会議の議事及び運

新	
千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領	千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領
(平成17年8月18日制定)	(平成17年8月18
(平成28年3月25日改正)	(平成28年3月25
(平成29年11月1日改正)	

8 日制定)

5日改正)

終剄 第1章

織条例 (昭和32年千葉県条例第31号) 第34条の規 議(以下「推進会議」という。)の議事及び運営に関し 第1条 この要領は、千葉県行政組 定により、千葉県情報公開推進会 必要な事項を定めるものとする。

議事及び運営 第2章

(調査審議の方法)

- 2年千葉県条例第65号。以下「条例」という。)に規定する実施機関及び千葉県議会議 その他必要と認める者に行政文書の提示、資料の作成 要があると認めるときは、千葉県情報公開条例 (平成1 第2条 会長は、調査審議のため必 長(以下「実施機関等」という。 を求めることができる
- 推進会議に関係者の出席を求め、 会長は、調査審議のため必要があると認めるときは、 えき その意見又は説明を聴くことがで \mathcal{O}

(会議録の作成)

- 載した会議録を作成する。 第3条 推進会議は、次の事項を記
- 会議の日時 (1)
- 出席者の氏名 (5)
- 会議に付した議題 (3)
- 議事の概要 (4)
- その他必要な事項 (2)
- 会議録には、会長及び会長が指名する委員1名が署名する。 \mathcal{O}

意見の聴取 第3章

(意見聴取の方法)

- の2第2項及び千葉県議会情報公開条例 (平成13年千 情報公開制度の運営の改善に関する意見書(別記第1号様式)により聴取するものとする。 葉県条例第49号。以下「議会条例」という。)第28条の2第2項の規定による意見を、 第4条 推進会議は、条例第27条
- 「意見検 以下 推進会議が意見書に係る検討 ばき かな 前項による意見書の提出があっ

終则

第1章

(瀬四)

第1条 この要領は、千葉県行政組織条例(昭和32年千葉県条例第31号)第34条の規 定により、千葉県情報公開推進会議(以下「推進会議」という。)の議事及び運営に関し 必要な事項を定めるものとする。

議事及び運営

(調査審議の方法)

- 長(以下「実施機関等」という。)その他必要と認めるものに行政文書の提示、資料の作 2年千葉県条例第65号。以下「条例」という。)に規定する実施機関及び千葉県議会議 第2条 会長は、調査審議のため必要があると認めるときは、千葉県情報公開条例(平成1 成を求めるものとする
- 調査審議のため必要があると認めるときは、推進会議に関係者の出席を求め、 その意見又は説明を聴くものとする 会長は、 \mathcal{O}

(会議録の作成)

- 次の事項を記載した会議録を作成する。 推進会議は、 第3条
- 会議の日時 (1)
- 出席者の氏名 (2)
- 会議に付した議題 (3)
- 議事の概要 (4)
- その他必要な事項 (2)
- 会議録には、会長及び会長が指名する委員1名が署名する。 \mathcal{C}

意見の聴取 第3章

(意見聴取の方法)

(平成13年千 <u>原則として、</u>情報公開制度の運営の改善に関する意見書(別記第1号様式)により聴取す 以下「議会条例」という。)第28条の2第2項の規定による意見を、 条例第27条の2第2項及び千葉県議会情報公開条例 葉県条例第49号。 推進会議は、 るものとする 4 条 紙

」という。)を行うものとする。

意見検討の結果は、会議録で公表するものとする。

第4章 苦情の処理

(苦情の申出の方法)

第5条 推進会議は、条例第27条の2第3項及び議会条例第28条の2第3項の規定による苦情の申出を、情報公開事務に係る苦情の申出書(別記第2号様式)により受けるものとする。

(苦情の調査)

第6条 前条による苦情の申出があったときは、<u>推進会議が苦情に係る調査(以下「苦情調</u>査」という。)を行うものとする。

2 削除

- 2 苦情調査は、苦情を申し出た者(以下「申出人」という。)の申出事項に関係する実施機関等に対しては、必要に応じて、書面若しくは口頭による説明、資料の提出者しくは文書の提示を求め、又は実地調査などの方法により行う。
- 3 苦情調査は、申出人に対しては、必要に応じて、書面又は口頭により説明を求めるなどの方法により行う。
- 4 前2項に定めるもののほか、<u>推進会議</u>が必要あると認めるときは、実施機関等又は申出人以外の第三者(以下「第三者」という。) から、申出人の申出事項に関し知っている事実を聞くことができる。

(調査の通知)

- 第7条 <u>推進会議</u>は、前条第<u>2</u>項又は第<u>3</u>項の規定による苦情調査を行おうとするときは、 関係する実施機関等又は申出人に対し、苦情調査実施通知書(別記第3号様式)により、<u>調</u> 査の内容その他必要な事項を通知するものとする。
- 2 <u>推進会議</u>は、前条第<u>4</u>項の規定により第三者から、<u>申出事項に関し知っている事実を聞</u> こうとするときは、当該第三者に通知するものとする。

(苦情処理の検討)

第8条 削除

推進会議は、苦情調査に基づき、苦情の処理に関する検討を行う。

2 前項による検討の結果、関係する実施機関等の対応に問題が<mark>ある</mark>と認めたときは、<u>推進</u> 会議は関係する実施機関等に対し、当該問題点<u>の</u>是正等に関する意見を通知するものとす

(処理結果の通知)

第9条 <u>推進会議</u>は、申出のあった苦情の処理の結果について、速やかに処理結果通知書(別 記第4号様式)により申出人に通知するものとする。

第4章 苦情の処理

(苦情の申出の方法)

第5条 推進会議は、条例第27条の2第3項及び議会条例第28条の2第3項の規定による苦情の申出を、原則として、情報公開事務に係る苦情の申出書(別記第2号様式)により受けるものとする。

(苦情の調査)

- 2 苦情調査は、原則として、部会長が部会を構成する委員のうちから指名する委員(「調査委員」という。)が行うものとする。
- 3 苦情調査は、苦情を申し出た<u>もの</u>(以下「申出人」という。)の申出事項に関係する実施機関等に対しては、必要に応じて、書面若しくはロ頭による説明、資料の提出<u>又は</u>文書の提示を求め、又は実地調査などの方法により行う。
- 4 苦情調査は、申出人に対しては、必要に応じて、 申出人から 書面又は口頭により 説明を 求めるなどの方法により行う。
- 5 前2項に定めるもののほか、調査委員が特に必要があると認めるときは、実施機関等又は申出人以外の第三者(以下「第三者」という。)から申出人の申出事項に関し知っている事実を聞くことができるものとする。

(調査の通知)

- 第7条 部会は、前条第3項又は第4項の規定による苦情調査を行おうとするときは、関係する実施機関等又は申出人に対し、苦情調査実施通知書(別記第3号様式)により、<u>調査</u>内容その他必要な事項を通知するものとする。

(苦情処理の検討)

第8条 調査委員は、苦情調査の結果を部会に報告するものとする

- 2 部会は、前項の報告に基づき、苦情の処理に関する検討を行う。
- 3 前項による検討の結果、関係する実施機関等の対応に問題があったと認めたときは、部会は関係する実施機関等に対し、当該問題点を指摘し、是正等に関する意見を通知するものとする。

(処理結果の通知)

第9条 部会は、申出のあった苦情の処理の結果について、速やかに処理結果通知書(別記第4号様式)により申出人に通知するものとする。

開示請 支障事案等調 部会の会議に出席し、意見を述べることが この場合にお <mark>部会</mark>は、申出のあった苦情の処理の結果について、必要に応じて実施機関等又は第三者 制度の円滑な運営に支障があると考えられる請求事案その他特異 支障事案等報 開示請求者等に通知するものと 部会は、前条の規定により報告のあった事案又は推進会議から特に調査を付託さ 部会の会議に会長の出席を 第14条 次の各号に掲げる事項は、部会長において専決により処理することができる。 部会は、推進会議に対して苦情の処理に関する状況を報告するものとする。 実施機関等の対応について調査を行うものとする。 推進会議に報告するものとする 支障事案等の調査の結果を部会に報告するものとする。 調査委員を ときは、 第7条第1項及び第2項並びに第12条第3項に規定する調査の通知 部会の会議について準用する。 はき ものとす 242 とする 前項の調査について準用する となば、 により実施機関等に通知する 事案の重要性により必要があると認めるときは、 7 支障事案等の調査を行おう 第9条第1項及び第2項に規定する処理の結果の通知 部会は、前項の規定により確認させようとするときは、 支障事案等の調査のため必要があると認める を部会に報告し 会長は、必要があると認めるときは、 求者等に請求意図等を確認させるものとする 第12条第5項に規定する確認の通知 2条及び第3条第1項の規定は、 支障事案等の調査の結果をま 609 第6条第2項及び第3項の規定は、 (別記第6号様式) 前2項の規定により、 N れた事案につき、請求の実態、 とができ 支障事案等調查 「支障事案等 N に通知するものとする。 (別記第5号様式) 実施機関等が、 調査委員は、 (部会長の専決事項) (部会の会議の特則) (推進会議への報告) (実施機関等の報告) (支障事案等の調査) (調査結果の報告) 補則 意見を聴 査実施通知書 部会長は、 無 第6章 第5章 部会は、 部会は、 部会は 第15条 第10条 38条 できる。 第16条 (準用) 来め、 \bigcirc \bigcirc 無 $_{\rm Cl}$ の処理の結果について、必要に応じて実施機関等又は第 会長において専決により処理することができる。 第9条第1項及び第2項に規定する処理の結果の通知 (1) 第7条第1項及び第2項に規定する調査の通知 第10条 次の各号に掲げる事項は、 推進会議は、申出のあった苦情 三者に通知するものとする。 支障事案等調査 (部会の会議の特則) (支障事案等の調査) (推進会議への報告) (実施機関等の報告) (調査結果の報告) (会長の専決事項) 第6章 補則 削除 削除 判除 削除 第10条 削除 第5章 削除 第15条 第12条 第11条 第13条 第16条 (準用) \bigcirc (3)

	いて、同条中「推進会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み
	替えるものとする。
(部会の会議の会議録)	(部会の会議の会議録)
第17条 削除	第 <u>17条 部会の会議</u> の会議録には、 <u>部会長</u> が署名する。
(11/4 E11)	(144 FIL)
第11条 この要領に定めるもののほか、推進会議の議事及び連営に関し必要な事項は会長	第18条 この要領に定めるもののほか、推進会議の議事及び連営に関し必要な事項は、会
が定める。	長が別に定める。
この要領は、平成17年8月18日から施行する。	この要領は、平成17年8月18日から施行する。
M 則	Nh 則
この要領は、平成28年4月1日から施行する。	この要領は、平成28年4月1日から施行する。
W 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
ш	
1 1 1 1 7 7 7 1 1	

第3日様子(第7条第1頃)	第3日様式 (第7条第1頃)	
(大) (大)		
$(\mathcal{Z}\mathcal{O}1)$	(201)	
苦情調査実施通知書(実施機関等)		苦情調査実施通知書(実施機関等)
号		号 第
年 月 日		年 月 日
千葉県情報公開推進会議	 千葉県情報公開推進会議	. Webs
会長	分表	様
1		1 2 1
□一十葉県情報公開条例第27条の2第3項□千葉県議会情報公開条例第28条の2第3項○加規定により、情報公開事務に係る苦情	□十集県情報公開条例第27 □千葉県議会情報公開条例第	7.条の2第3項 1第28条の2第3項 の規定により、情報公開 事務に係る苦
が寄せられました。	情が寄せられました。	
苦情の処理のため、次のとおり調査を行いたいので通知します。	苦情の処理のため、次のと、)とおり調査を行いたいので通知します。
対象とする担当課	対象とする担当課 (所)	
苦情の内容	調査委員	<u> </u>
	岩情の内容	
調査の内容	調査の内容	
※ 具体的な調査の方法・日時等については、別途事務局から御連絡します。	※ 具体的な調査の方法・	日時等については、別途 <mark>調査委員</mark> から御連絡します。

第3号様式(第7条第1項)	第3号様式 (第7条第1項)	
苦情調査実施通知書(申出人)	扣	情調査実施通知書(申出人)
4 第		
年 月 日		年 月 日
千葉県情報公開推進会議	千葉県情報公開推進会議	
会長様	从	様
年月日付けであなたから申出があった情報公開事務に係る苦情について、その処理を行うため次のとおりあなたから調査を行いたいので通知します。	年月 日付けであなを行うため次のとおりあ	日付けであなたから申出があった情報公開事務に係る苦情について、その処理 次のとおりあなたから調査を行いたいので通知します。
苦情の内容	調査委員	<u> </u>
	苦情の内容	
調査の内容		
	調査の内容	
 	※ 具体的な調査の方法・	日時等については、別途 <mark>調査委員</mark> から御連絡します。

第4号様式(第9条第1項)	第4号様式 (第9条第1項)
如 理 結 果 通 知 書	如理結果通知書
年 月 日	年月日
千葉県情報公開推進会議	千葉県情報公開推進会議
会長 様	会長
年月日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。	年月日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。
処理結果	処理結果
	調査委員

3項)	第 号 年 月 様	日付けで報告のあった支障事案等について、次のとおり調査を 行いたいので。		<u> </u>		日時等については、別途 <mark>調査委員</mark> から御連絡します。
第6号様式 (第12条第3項)	千葉県情報公開推進会議会長	年月日付けで報告通知します。	対象とする担当課(所)	調査委員	調査の内容	※ 具体的な調査の方法・
	- 手票具情報公開推 会長	年月日付 通知します。	対象とする担	調査委員	調査の内容	一
第6号様式 (第11条第3項) 削除						

苦情処理等の報告について

	<u> </u>
	(H28)苦情1
申出人	A
申出日	
実施	知事
機関	(政策法務課)
	 (1)政策法務課の職員が、情報公開について、千葉県の職員から相談があったら相談に応じて助言や
	(1) 奴隶広傍跡の職員が、情報な別について、十天宗の職員が6竹談がめつた6竹談に応して明旨や
	協力等を行うが、千葉県民からの相談には応じず、助言や協力等を行わない旨電話で回答した。
	(2)千葉県情報公開・個人情報センターは、千葉県の職員からだけではなく、千葉県民からの相談にも
	応じて、千葉県職員に対して全く同様に助言や協力等を行うべきである。
苹	
苦情	
肎	
0)	
要	
の要旨	
調査	末吉委員
委員	大田委員
調査	H28.8.1 実施機関及び苦情申出人への書面調査
状況	
審議	1120 10 2
状況	H28.10.3
処理	H28.10.31
I <i>N</i> JI.+⊞	H28 10.31
Æ.	
	苦情申出人は、政策法務課の職員が県民(苦情申出人)からの相談には応じず、助言や協力を行わ
	苦情申出人は、政策法務課の職員が県民(苦情申出人)からの相談には応じず、助言や協力を行わない旨回答したと主張しているが、政策法務課の職員がそのような回答をした事実は認められず、本事
	苦情申出人は、政策法務課の職員が県民(苦情申出人)からの相談には応じず、助言や協力を行わない旨回答したと主張しているが、政策法務課の職員がそのような回答をした事実は認められず、本事
	苦情申出人は、政策法務課の職員が県民(苦情申出人)からの相談には応じず、助言や協力を行わない旨回答したと主張しているが、政策法務課の職員がそのような回答をした事実は認められず、本事案においては、職員は、関係する機関に直接問合わせるよう苦情申出人に促したことが認められるか
	苦情申出人は、政策法務課の職員が県民(苦情申出人)からの相談には応じず、助言や協力を行わない旨回答したと主張しているが、政策法務課の職員がそのような回答をした事実は認められず、本事
	苦情申出人は、政策法務課の職員が県民(苦情申出人)からの相談には応じず、助言や協力を行わない旨回答したと主張しているが、政策法務課の職員がそのような回答をした事実は認められず、本事案においては、職員は、関係する機関に直接問合わせるよう苦情申出人に促したことが認められるか

	資料 4
	(H28)苦情2
申出人	A
申出日	平成28年6月26日
実施	知事
機関	(政策法務課・精神保健福祉センター)
	①実施機関は、対象文書が保存期間内であるにもかかわらず廃棄した場合に、その旨を開示請求者に
	直ちに電話等で連絡するなど適切に対処したうえでその旨を記載した公印付きの文書を開示請求者に
	速達の書留で発送し、通知書における開示しない理由の欄もその旨を記載することとすべきである。
	②実施機関は、千葉県情報公開条例第13条2項の規定を遵守、再発防止策を講じてその内容及び結
	果を公表すべきである。
	③実施機関は、決定がでたら、遅くともその翌日には決定通知を開示請求者に発送すべきである。
苦	④文書の移管状況を示す行政文書は永年で保存すべきである。
情の	⑤重要な文書はもとより、行政文書を廃棄した場合には、廃棄者、廃棄文書の名称及び性質並びに作
要旨	成者および作成年月日、廃棄方法、廃棄年月日、廃棄理由、廃棄の根拠規則・法令等を明文化して長
	期保存すべきである。
	⑥実施機関は、文書廃棄による不存在の場合に、通知書における開示しない理由欄には、保存期間満
	了による廃棄なのか、保存期間内の誤廃棄なのか等を記載すべきである。
	⑦行政不服審査法の規定する救済の迅速性を確保するために、審査会の開催日数及び委員を増加す
	べきである。
調査	末吉委員
委員	大田委員
調査	H28.8.2 実施機関1(精神保健福祉センター)への書面調査
状況	H28.8.19 実施機関2(政策法務課)への書面調査
審議	1100 10 2
状況	H28.10.3
処理	H28.10.31
	千葉県情報公開推進会議は、情報公開制度の運営に関する意見については、条例第27条の2第2

項に基づき、千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領第4条に定める方法により聴取 するので、上記①~⑦の主張のうち意見を述べたと思われる部分は、本件苦情としては取り扱わない。 本件苦情は、具体的な事案についての苦情というよりは、制度についての意見が主なものであるが、

ア 本件決定後、本件決定通知書の送付までに7日間を要したことについて

同時期に苦情申出人が別途開示請求を行っており、当該請求に対する決定通知書と併せて送付しよ うとしたため、本件決定通知書の送付が遅延してしまった。

確かに同一の送付先にまとめて郵便物を送付することは、郵便費用の軽減等、事務処理上一定の理 由はあると言える。しかしながら、実施機関の都合のみで苦情申出人に発送をまとめて行うことを確認 せず、結果として7日間も本件決定通知書を留め置いた事務処理は不適切であり、本件決定通知書の 送付が遅延したことについて、合理的な理由があったとは言えない。

イ 不開示決定通知書の「開示しない理由」欄の記載について

本件苦情は不開示決定通知書の理由の付記の適否に関する苦情であり、理由の付記の適否につい ては、本件決定の妥当性とともに異議申立てを行うことができることから、条例第27条の2第3項第2 号に該当する。また本件決定については、既に異議申立てが行われ審査会に諮問されていることから 同項第1号に重ねて該当する。

そうすると、当該理由の付記の適否は、本件決定の妥当性とともに、審査会の審理により判断される 性質のものであることから、苦情の申出に応ずることはできない。

処 理 結 果

	(H28)苦情3
申出人	A
申出日	平成28年7月16日
実施 機関	知事 (障害福祉課)
苦情の要旨	審査会が不服申立人に対して意見書の提出について1か月の期限を設定しているため、行政と市民との公平を担保する観点からも、実施機関担当課に対しても今後は不服申立人同様に1か月以内に審査会に理由説明書を提出させるよう求める。
調査 委員	末吉委員 大田委員
調査 状況	-
審議	H28.10.3
状況 処理	H28.10.31
処理結果等	ア 苦情申出人は、審査会が不服申立人に対して意見書の提出について1か月の期限を設定しているのだから、実施機関に対しても今後は不服申立人同様に1か月以内に審査会に理由説明書を提出させるよう求めると主張する。 イ 審査会に対する意見書等の提出に関する事務は、審査会の専管事項であり、意見書等を求める期間をどの程度にするかは審査会の裁量に属するものである(千葉県情報公開審査会部会設置及び議事運営に関する要領)。 ウ 以上のことから本件苦情は審査会の調査権限についての苦情であると認められ、条例第27条の2第3項第1号に該当するため、苦情の申出に応ずることはできない。

申出人	(H28)苦情4 Δ
申出日	平成28年8月28日
実施 機関	知事 (障害福祉課)
1及[天]	全ての実施機関担当課は、行政不服審査請求があれば、速やかに、行政不服審査会に諮問せよ。
苦情の要旨	
調査	橋本委員 桑波田委員
調査	H28.12.13 実施機関への書面調査
状況	
審議 状況	H29.2.13
処理	H29.3.13
	開示決定等に対する異議申立てについては、条例第20条第1項において速やかに審査会に諮問し
	なければならない旨規定されており、また、知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱
	第5の4(2)において、「異議申立書を受け付けた日から諮問までの標準的な処理期間は30日とする。
	諮問までに90日を超えた事案については、その理由等を年1回公表する。」と規定されている。
	本事案で審査会に対する諮問が遅れたことについて、実施機関は苦情申出人の複数件の異議申立
	てに対し順番に対応していたこと、また、関連する行政文書が著しく大量で見直しに時間を要したことを
hn	理由としている。
理	本事案のように特定の課室に対し、大量の対象行政文書の開示決定等に対する異議申立てが複数
	件なされた場合、当該異議申立ての処理に時間を要することは否定できない。本事案においては、特
	定の課室において計4件の未諮問事案があり、その中には、開示決定等を見直し、当該決定を一部取
	り消して再度開示決定等を行ったものや、当該異議申立てに係る大量の対象行政文書の見直しに時間
	を要した事案があると認められ、そのような事情を考慮すると、当該異議申立ての処理が特定の課室
	の業務をある程度圧迫していたということができる。
	しかし、そのような事情を考慮しても、本事案の異議申立てから諮問までに約9ヶ月を要しているとい
	うことは、条例及び要綱で想定される期間の範囲を著しく超過していると言わざるを得ず、実施機関の
1	

事務処理は不適切であったと言わざるを得ない。

	資料 4
申出人	(H28)苦情5 A
申出日	
実施 機関	知事 (政策法務課)
	千葉県情報公開・個人情報センター職員を含む千葉県職員は、主権者が千葉県の情報公開の運用
	等を改善するよう意見した場合に、意見に対しての回答をするか否かを電話または文書により回答する
	か否かを検討しているため回答できないなどという迂遠で狡猾な対応をしてはならない。
苦情の	センター職員を含む千葉県職員は、主権者が千葉県の情報公開の運用等の改善・改革に意見したこ
要旨	とに対しては、真摯に対応し、回答や説明を求められたら、回答が出次第遅滞なく回答すべきであり、
	検討方法により比較的長期を要することに決まったときは、その検討方法に決まった旨、長期を要する
	理由及び長期を要してまでもあえてその方法により検討しなければならない根拠等を当該主権者に文
÷m *	書または口頭により知らせるように求める。
調査 委員	佐野委員 上谷委員
調査	_
状況	
審議 状況	H29.2.13
処理	H29.3.13
処理結果等	本件苦情は、苦情処理調査部会の事務処理に対する苦情であり、条例第27条の2第3項に規定の「実施機関の情報公開に係る事務」に対する苦情ではないため、苦情の申出に応ずることはできない。

	資料
	(H28)苦情6
申出人	В
申出日	平成28年9月27日
実施 機関	教育委員会 (教育総務課)
	(1)実施機関は条例第13条に規定する速やかな開示義務に反し、開示を遅延させているので是正す
	るよう苦情を申し入れる。
	(2)実施機関は、本件決定を行った行政文書の開示については条例第13条第1項の30日の期間を
苦	超え、第2項の60日の期間を超えた開示日時を指定しており、実質的に開示延長決定を迂回した開示
	延長である。
要旨	当然のこととして実施機関は条例第13条の規定を知っており、本件開示日時の指定は、速やかな開
B	示を定めた条例に対し故意に計画的に違反する行為である。
	すでに、本年〇〇月中は他実施機関の開示が予定されており、本件部分開示は遅くとも〇〇月上旬
	になされるべきである。
調査	佐野委員
委員	上谷委員 H28.12.12 実施機関への書面調査
調査 状況	□Z0.12.12
審議状況	H29.2.13
処理	H29.3.2
	開示日時の指定については、実施機関の裁量で任意に設定することができる。
	そして、請求人等が指定された日時で開示等を受けられない場合には、実施機関に申し出ることによ
	り、日時を変更することが可能であり、この申出に実施機関が正当な理由もなく応じない場合には、裁
	量の範囲を超え、違法となる場合があると思料される。
	苦情申出人が、指定された開示日時を都合が悪いと判断したのであったのなら、実施機関にその旨
	連絡すれば足り、実施機関も、通常このような申出があれば、日時変更に対応しているのが常態である
	と認められる。
	また、苦情申出人は本件決定の開示は遅くとも〇〇月上旬に行われるべきであると主張しているが、

処 理 4.結果等 実施機関によれば、同月中に開示日時を指定しなかったことについては、同月に苦情申出人が別途 行った異議申立てに係る口頭意見陳述を実施する予定であったため、当該日時と同じ日にならないよう 考慮したためと説明する。

これは、苦情申出人が口頭意見陳述の日時の変更を希望した場合にも柔軟に対応できるよう苦情申 出人の利便性を配慮してのことであり、苦情申出人から事前にそのような要望があったわけではないも のの、この考え方は一定の合理性があると認められる。

以上の点を総合的に判断すれば、実施機関が指定した開示日時が結果として本件決定の日から2か 月以上先の日時となったが、実施機関の事務処理が不適切とまでは言えない。

しかしながら情報公開制度の趣旨を鑑みれば、できるかぎり速やかな開示の実施が望ましいものであ り、事前に特段の合意がある場合を除き、今後実施機関はその点を踏まえ開示日時を指定することが 求められる。

なお、円滑な開示の実施には実施機関と開示請求者が互いに協力することが不可欠なことから、実 施機関、苦情申出人双方において、より円滑な開示の実施が行われるよう対応に努められたい。

	資料 4
	(H28)苦情7
申出人	В
申出日	平成28年10月4日
実施 機関	教育委員会 (教育総務課)
	(1)実施機関は条例第13条に規定する速やかな開示義務に反し、開示を遅延させているので是正するよう苦情を申し入れる。
苦情	(2)条例第13条第1項の30日の期間を超え、第2項の60日の期間を超えた開示日時を指定しており、実質的に開示延長決定を迂回した開示延長である。
要旨	今回の部分開示決定は、苦情を伝えた〇〇日以降〇〇日に行われており、センター職員も教育庁が
	行う条例第13条違反に加担し、千葉県の組織ぐるみでかかる不当行為を行っていると判断せざるを得ない。
調査 委員	佐野委員 上谷委員
調査	H28.12.12 実施機関への書面調査
状況	
審議状況	H29.2.13

開示日時の指定については、実施機関の裁量で任意に設定することができる。

そして、請求人等が指定された日時で開示等を受けられない場合には、実施機関に申し出ることによ り、日時を変更することが可能であり、この申出に実施機関が正当な理由もなく応じない場合には、裁 量の範囲を超え、違法となる場合があると思料される。

H29.3.2

苦情申出人が、指定された開示日時を都合が悪いと判断したのであったのなら、実施機関にその旨 連絡すれば足り、実施機関も、通常このような申出があれば、日時変更に対応しているのが常態である と認められる。

また、苦情申出人は本件決定の開示は遅くとも〇〇月に行われるべきであると主張しているが、実施 機関によれば、同月中に開示日時を指定しなかったことについては、同月に苦情申出人が別途行った 異議申立てに係る口頭意見陳述を実施する予定であったため、当該日時と同じ日にならないよう考慮し たためと説明する。

これは、苦情申出人が口頭意見陳述の日時の変更を希望した場合にも柔軟に対応できるよう苦情申 出人の利便性を配慮してのことであり、苦情申出人から事前にそのような要望があったわけではないも のの、この考え方は一定の合理性があると認められる。

以上の点を総合的に判断すれば、実施機関が指定した開示日時が結果として本件決定の日から2か 月以上先の日時となったが、実施機関の事務処理が不適切とまでは言えない。

しかしながら情報公開制度の趣旨を鑑みれば、できるかぎり速やかな開示の実施が望ましいものであ り、事前に特段の合意がある場合を除き、今後実施機関はその点を踏まえ開示日時を指定することが 求められる。

なお、円滑な開示の実施には実施機関と開示請求者が互いに協力することが不可欠なことから、実 施機関、苦情申出人双方において、より円滑な開示の実施が行われるよう対応に努められたい。

処 理 結 果

処理

	(H28)苦情8
申出人	A
申出日	平成28年10月12日
実施 機関	知事 病院局 (政策法務課) (救急医療センター)
	ア 今後も、特定漏れや不開示部分に係る審査請求があった際に、審査庁により新たな文書の特定や 不開示部分の一部が開示される場合には、審査会の答申を待つまでもなく再処分を行い、文書を開示 すべきである。

イ 審査庁において審査請求が全部認容されなかった場合、当該審査請求は認容されなかった部分に 限り継続される。よって当該審査請求について審査会に諮問をされないのは不当である。

ウ 理由付記の瑕疵により、審査請求に係る処分が取り消されたとしても、文書の特定や不開示部分 |等について争いが続いている以上、審査請求を継続すべきである。

エ 本事案及び類似事案が行政不服審査法第18条第1項の「正当な理由があるとき」に当たるかどう かを明らかにすべきである。

オ 教示に不備のある開示決定等の通知書に教示文を追加するのであれば、可及的速やかに教示文 を追加すべきである。

カ 行政不服審査法第18条第1項の保障する審査請求期間を短縮させることと同様の効果を発生させ ることにより、審査請求権を侵害してはならない。

キ 審査請求のうち審査庁により認容されなかった部分への審査請求が継続されない旨を審査請求人 に開示決定等の通知書の備考欄等で直ちに知らせるべきである。

調査 委員	橋本委員 桑波田委員
調査	H28.12.13 実施機関1(千葉県病院局長)への書面調査
状況	H29.1.16 実施機関2(千葉県知事)への書面調査
審議 状況	H29.2.13
処理	H29.3.13

上記アの苦情は、県の情報公開制度に関する意見であり、上記ウ、エ及びカの苦情は、条例第27条 の2第3項第3号「開示決定等について行政不服審査法による審査請求をした場合における当該審査 請求に係る苦情」に該当し、苦情処理調査部会では取り扱わない。

ア 上記イの苦情について

実施機関1は、審査請求が不適法なものであると判断したため、審査請求を却下している。

条例第21条第1項第1号の規定により、審査請求が不適法であり、却下する場合については審査会 への諮問は要しないとされていることから、第1審査請求を諮問しなかったことについて、実施機関1の 事務処理に不適切な点は認められない。

処 イ 上記才の苦情について

実施機関1が、通知書に教示文を付記しなかった事務処理及び第2処分を行ってから本件通知を送 付するまでに約40日を要したことは、当該事務処理が著しく遅延していると言わざるを得ず、不適切で あった。

ウ 上記キの苦情について

審査請求を行う者は、必ずしも行政不服審査制度に精通しているとはいえない。そのため、上記の事 項を苦情申出人に対して通知等を行わなかった千葉県病院局の事務処理は不適切であったと言わざ るを得ない。

実施機関2においては、実施機関1に対して上記の事項について助言を行わなかったことについて、 事務処理に不適切な点があったとまでは認められないが、情報公開事務の所管課として、今後、審査 請求人の取るべき対応等も考慮した上で、実施機関に対して指導助言を行うよう努められたい。

理 結 果

苦

情

ഗ

要

	資料 4 (H28)苦情9
申出人	A (口26) 百消9
申出日	平成28年10月26日
実施機関	病院局 病院局 (精神科医療センター)
[灰]天]	(相呼神をなど)
	「記念誌」という。)が存在する旨や記念誌が情報公開の対象にならない旨やその理由・根拠法令等が
	何ら記載されていなかった。
	苦情申出人は、実施機関に問い合わせをしたところ、記念誌は、千葉県立中央図書館に所蔵されるこ
	とが決まっているため、情報公開の対象にはならない旨の回答を得た。
苦	
情の	(2)本件決定では、何という名称の文書がどういう理由でどの条文に該当するとして記念誌が情報公開
の 要 旨	の対象とならなかったかが、何ら記載されておらず、審査請求後の弁明書においてさえ全く明らかに
旨	なっていない。
	本件や本件同様の件では、如何なる実施機関担当課も、何という名称の文書がどういう理由でどの条
	文(条例第2条第2項のどの号か、条例第18条のどの項か、または、条例第2条第2項に該当するか
	第18条に該当するか第32条に該当するか等)に該当するかを決定通知書に明示したうえで、却下通
	知や不開示通知等をすべきである。
調査	佐野委員
委員	上谷委員
調査 状況	
審議状況	H29.2.13
処理	H29.3.13
	(1)本件苦情について
	 本件苦情は、以下の趣旨であると解される。
	本件占用は、以下の座台での句と呼られる。
	 ア 記念誌が本件請求の対象とならない理由が本件決定通知書に記載がなかったこと
	イ 記念誌が開示請求の対象とならない理由を記載した不開示決定通知書を送付しなかったこと
	(2)苦情処理調査部会の判断
	 ア 記念誌が本件請求の対象とならない理由が本件決定通知書に記載がなかったことについて
処理	
結	開示決定における理由の付記の適否は、本件決定の妥当性とともに、審査会の審理により判断され
理結果等	
**	る性質のものであることから、苦情の申出には応ずることはできない。
	イ 記念誌が開示請求の対象とならない理由を記載した不開示決定通知書を送付しなかったことにつ
	いて
	当該対象文書の特定の適否は、本件決定の妥当性とともに、審査会の審理により判断される性質の
	ものであることから、苦情の申出には応ずることはできない。
	でいてめることがら、古情の中山には心することはできない。

	資料 4
	(H28)苦情10
申出人	
申出日	平成28年11月7日
実施	議会
機関	(県議会事務局)
苦情の要旨	(1)議会条例により、政務活動費に関する一部文書は、閲覧場所において閲覧できる。 〇月〇日、閲覧した「現地調査又は先進地視察実施報告書」には黒塗りが多用され、担当者の説明によると黒塗りは、個人情報保護のためであるとのことであった。黒塗り箇所が在外日本国大使、一等書記官名などであることが黒塗り箇所の前後の文言から判読できたので、訂正しないのかと申し入れたが拒否された。 このため、異議申立てを行う旨表明したところ、当該の文書は開示決定文書ではないので、異議申立ては受け付けない。また、当該文書に対しての開示請求も、議会条例第19条第1項の規定により受け付けないと教示された。 〇月〇日、公文書開示請求をむりやり提出したが、受付印を領収できなかった。 〇月〇日付け公開条例第19条第1項を適用し、開示に応じられない旨不開示決定を受けた。閲覧してから取扱いの不当性を指摘し、改善を要求する話合いを複数回行ったが、改善されなかった。この措置により、開示決定文書に対する異議申立てを封じられたことになり、公開条例の目的、情報公開の推進に反する不当な取扱いである。 千葉県政務活動費に関する開示文書・閲覧文書で黒塗りを濫用し、在外日本国大使、一等書記官名ほかを、個人情報として黒塗りしたほか、個人情報保護に関する規定の認識を誤っていることは、公開条例の根幹にかかわるゆゆしき事態である。 (2)今回の誤った措置を早急に訂正し、さらには、情報公開制度について、議員及び実施機関事務局職員に対して、講習会の受講など改善措置を行うよう求める。
調査委員	橋本委員 桑波田委員
調査	
調宜 状況	1120.12.12
審議 状況	H29.2.13
処理	H29.3.2
	(1)本件苦情は、要約すると以下のとおりである。 ア 閲覧文書について、本来マスキングすべきでない公務員の氏名がマスキングされていたため、実施機関事務局に訂正を申し入れたが拒否をされた。 イ 政務活動費に関する文書は情報公開請求の対象文書ではなく、開示制度による開示を拒否されたため、異議申立ての機会を封じられた。 ウ 閲覧文書によりマスキング箇所の取扱いが異なると主張した上で、議員及び実施機関事務局職員においては、情報公開制度の理解が進んでおらず、研修等を実施すべきである。
	たむ トヨウについてけ 実体機関の情報公開制度に係る実務(研修の実施)に関する音目である

なお、上記ウについては、実施機関の情報公開制度に係る事務(研修の実施)に関する意見である。 千葉県情報公開推進会議は、情報公開制度の運営に関する意見については、議会条例第28条の2 第2項に基づき、千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領第4条に定める方法により聴 取するので、上記アからウの主張のうち意見を述べたと思われるウについては、本件苦情としては取り 扱わない。

処 理

結

果

(2) 苦情処理調査部会の判断

ア 上記(1)アについて

実施機関事務局の説明によると、苦情申出人の当該申し入れについては、誤りを訂正した上、その旨 を苦情申出人に伝えてあるとのことである。当初閲覧に供されていた際にマスキングされていたことに ついては適切とはいえないが、すぐに訂正をした事務処理は適正な対応といえる。

苦情申出人のマスキングに関する苦情の主な点は訂正を拒否されたことにあると思料されることか ら、この点における実施機関の事務処理に不適正な点はない。

なお、マスキングについては、決裁を行うことにしたとのことであるので、今後もより慎重に開示不開示 の判断を行うよう努められたい。

イ 上記(1)イについて

本件不開示決定通知書を見分したところ、千葉県議会議長に対して審査請求が出来る旨の教示がな されていた。

よって、本件不開示決定については、審査請求ができたものであり、その旨の教示もされているので、 異議申立ての機会を封じられたという苦情申出人の主張は認められない。

ウ 実施機関事務局の説明によると、上記イ(イ)の制度上の理解をしていたとのことであるが、苦情申 出人が閲覧による公開を請求していたことから適用除外となる旨話したものである。苦情申出人が異議 申立てをできない旨申立てていたことを考えれば、写しの交付の方法による開示請求であれば可能で ある旨説明することが望ましかった。

	資料 4
申出人	(28)苦情11 B
申出日	平成28年12月27日
実施 機関	教育委員会 (松戸南高校)
	(1)千葉県教育委員会教育長が行った「口頭による意見の陳述の実施について」(通知)(松南第〇〇
	〇号-1/平成28年〇〇月〇〇日)は、当方に2016年〇〇月〇〇日午後〇時ごろ送達された。この
	通知において教育長は、翌日〇〇月〇〇日午前〇〇時より意見陳述を実施することを通知した。対応
	できるはずがない。
苦情	(2)当方は本件意見陳述に係って、たびたび提起された日時では対応困難なことを具体的に明確に伝
の	えた。しかし教育長はこのことを知りながら、従来とは異なり、あえて候補日を一日に絞り込み、当方が
要旨	対応できない日を重ねて聴取日として指定した。当方は千葉県教育員会教育長が行政不服審査法に
	よって課された意見聴取の義務を行いやすいように、当方の都合の良い時季を知らせたところ、この善
	意を当方が意見陳述を拒否した理由と位置付けるなど、反社会集団に属する者が市民に不当な因縁
	言いがかりをつけるかのごとき主張をたびたび繰り返している。
調査	佐野委員
委員	桑波田委員
調査 状況	_
審議	H29.2.13
状況 処理	H29.3.2
~-	(1)本事案は、行政不服審査法に規定する口頭意見陳述について、千葉県教育委員会と苦情申出人
	との日程調整が不当だという内容の苦情である。
	(2)本事案における口頭意見陳述は、行政不服審査法第48条において準用する第25条の規定によ
	る口頭意見陳述であり、行政不服審査法の手続きの一環として行われるものである。
	不服申立ての審査は、行政不服審査の一般法である行政不服審査法に基づいてなされるため、本事
処 理 結 果 等	案で問題となっている口頭意見陳述の実施に関する適・不適の判断については、行政不服審査法の解
果等	釈運用に則ってなされるべきである。
	そのため、本事案の苦情は、条例に基づく実施機関の情報公開に係る事務に対する苦情というより
	も、行政不服審査法に基づく審査請求事務に対する苦情というべきである。
	よって、本事案は条例第27条の2第3項本文に規定する「実施機関の情報公開に係る事務について
	の苦情」とは認められないため、苦情処理調査部会では取り扱わない。

	資料 4			
申出人	(28)苦情12 A			
申出日	平成29年1月20日			
実施 機関	病院局 (精神科医療センター)			
	(1)千葉県病院局長の平成28年〇〇月〇〇日付けの行政文書部分開示決定処分(精医セ第〇〇〇			
	号)を郵送により平成28年〇〇月〇〇日に通知された。			
	当該通知書では、千葉県精神科医療センター事務局医事管理課は、行政不服審査請求の審査請求			
	先と訴訟における千葉県の代表者とをともに千葉県病院局長と教示すべきであるのに、誤って千葉県			
苦情の	企業土地管理局長と教示した。			
	(2)このことにより、法的知識に乏しい私は、審査請求書を作成するにあたってひどく困惑した。改正行			
要旨	政不服審査法が施行されてから、今まで何度か千葉県に審査請求したことがあったが、本件が旧行政			
	不服審査法時代の異議申立てにより新たに特定された行政文書に係る処分であること、私にとって千			
	葉県で行政不服審査を経て新たに特定された文書に係る初めての処分であったこと、誤教示について			
	本件の担当課から何らの連絡・謝罪もなかったこと等から、千葉県が法的知識に乏しい者に対して如何			
===	に接しているのかを改めて思い知らされて恐ろしくなった。			
調査 委員	末吉委員 中橋委員			
調査 状況	-			
審議				
状況	H29.6.15			
処理	H29.7.6 (1)本事案は、本件決定通知書の教示の実施機関名の記載が千葉県病院局長ではなく、千葉県企業			
	土地管理局長となっており、担当課からこの誤教示について、何らの連絡・謝罪もなかったという内容の			
	苦情である。			
	(2)通常、決定通知書の作成は行政文書開示請求管理システムにより行っており、教示における実施			
	機関名はシステムにより自動的に記載されることになっているが、本件決定通知書は不開示決定のう			
	ちの一部を取り消して部分開示決定を行ったものであるため、当該管理システムでは教示が記載され			
	ないことから、教示をワープロなどで別途作成する必要があった。本件では、実施機関の職員が、この			
処	教示を作成する際に審査請求先等となる実施機関名を誤って記載したものである。			
処理 結果 等	ところで、教示は、処分の相手方に対し、審査請求や取消訴訟の提起に関し適切な情報を提供するた			
果 等	めに付するものであり、この教示に誤りがあったことは、権利利益の救済を目的とする行政不服審査制			
	度の円滑な運用の観点から看過できない事態である。			
	したがって、実施機関の職員は、事務処理に際して複数の職員でチェックするなど再発防止を図るべ			
	きである。			
	また、送付後に誤教示を発見した場合には直ちにそれを訂正する旨などの書面を送付すべきである。			

また、送付後に誤教示を発見した場合には直ちにそれを訂正する旨などの書面を送付すべきである。 以上のことから、実施機関は、今後、開示決定の事務はもとより、これに関連する事務について、適正 な事務処理に努められたい。

_			
申出人	(28)苦情13 A		
申出日	平成29年2月5日		
実施 機関	病院局 (精神科医療センター)		
	(1)平成27年〇月〇日に病院局長に情報公開請求をした。その開示請求に対する文書不存在による		
	不開示決定処分に対する異議申し立てが認容されて、平成28年〇〇月〇〇日付けの行政文書部分		
	開示決定処分により新たに対象文書が特定された。		
	しかし「(開示・不開示の区分)」欄には「開示」などと記載されているのである。		
	くわえて、本件開示請求時の問い合わせでは、担当課職員は、最初は対象行政文書が存在する旨を		
苦情	回答していたが、近くの別の職員と会話をした後で、前言を翻して、対象文書は個人の持ち物であるか		
の	ら情報公開の対象にはならないと回答した。		
要旨	平成27年〇月〇日に開示請求した文書が、約2年後に開示された。		
	(2)担当課職員は、異議申立てを経て特定された文書が、明らかに、職員個人の持ち物ではなく、本件		
	開示請求の対象文書であることを認識していたにもかかわらず、あえて、ただ漫然と情報公開の対象外		
	と判断したものであるというべきである。		
	本来、平成27年〇月上旬に開示されていたはずの文書が、ゆうに1年10ヶ月余りの長きにわたって		
調査	開示が著しく遅延したのである。 末吉委員		
委員	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		
調査	_		
状況			
審議状況	H29.6.15		
処理	H29.7.6		
	(1)本事案は、本件開示請求に関する行政文書は、始めは存在する旨を実施機関から伝えられたの		
	に、その後、行政文書には該当しないとして不開示決定が行われたことについての苦情である。		
	(2)条例第27条の2第3項第2号では、開示決定等について旧行政不服審査法による異議申立てをす		
	ることができるものに係る苦情については申し出ることができない旨規定されている。		
	ところで、本件苦情申出は、実施機関が、苦情申出人が開示請求した文書を漫然と情報公開の対象		
処理結果等	とならないと判断したことに対する苦情であるが、これは、要するに、実施機関が行った本件不開示決		
果 等	定そのものに対する苦情であると認められる。		
	そうすると、本件苦情申出は、条例第27条の2第3項第2号に該当し、苦情を申し出ることはできな		
	L'o		
	したがって、本件苦情申出は、苦情申出をすることができないことに関する苦情申出であるから、当推		
	進会議はこれを処理する権限を有しないものである。		

	資料 4		
申出人	(28)苦情14 B		
申出日	平成29年2月7日 教育委員会 (教職総務課)		
実施 機関			
苦情の要旨	(1)「知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱」(以下「要綱」という。)(第5異議申立てがあった場合の取扱い 4審査会への諮問(2)諮問までの処理期間)によれば、異議申立てを受け付けた場合「異議申立てを受け付けた日から諮問までの標準的な処理期間は30日とする」と定められている。しかし実施機関はこの規定を無視し諮問等を行わず放置している。すみやかに諮問等を行うことを求める。 (2)本件異議申立ては2015年〇〇月より2016年〇月の期間に実施されたものである。実施機関は開示請求者の開示を受ける権利保障のため、すみやかに異議申立てを処理しなければならないところ、これらの不服申立てを大量に放置している。この間、すみやかに諮問等を行うよう行政不服審査法に拠って2度に及んで不作為の違法の訴えを行ったが、依然として握りつぶしている。実施機関は2016年〇月以降に行った異議申立てないし審査請求に対しては諮問等を悉く行っており、明らかに異議申立てを握り潰している。推進会議には法律の専門家がいるので、かかる行為が違法不当であり裁量権を著しく逸脱し濫用していることについて理解し対応できるはずである。		
調査委員	末吉委員 中橋委員		
調査状況	H29.5.17 実施機関への書面調査		
審議 状況	H29.6.15		
処理	H29.7.6 要綱第5の4(2)において、異議申立書を受け付けた日から諮問までの標準的な処理期間は30日と		
	すると規定されている。 実施機関は、平成27年〇〇月から平成28年〇月までの間、苦情申出人からの異議申立てが110 件あり、いずれも、異議申立ての理由の記載が不十分であるため、苦情申出人に補正を求める必要が あるが、件数が多く補正の求めに時間を要し、審査会への諮問が遅れている旨説明している。		
	なお、実施機関は、行政不服審査法第48条において準用する第21条の規定による「補正」を求める 必要があったと説明するが、「補正」は、必要的記載事項に記載漏れがあるなど形式的不備がある場		
<u>処</u> 理 結	 合に行うものであり、本件では、一応記載があるため、「補正」とは言えず、異議申立人の主張すること 		
結果等	について、内容をより明確にするため、法第48条において準用する第30条の規定による「審尋」によっ		
	て、理由の「補充」を求める趣旨のものと解される。		

標準的な処理期間は、上記のとおり30日であるが、異議申立てが大量になされている場合には、標 準的な処理期間を徒過したとしても、直ちに不適切であるまでとは言えない。

本件は、異議申立てが110件あり、順次、「補充」を求める必要があったというのであるから、実施機 関が、標準的な処理期間内に諮問できなかったことについて直ちに不適切であったとは認められない が、未諮問案件については、異議申立てから既に1年4か月以上経過しており、実施機関は、速やかに 補充を求め、補充のあったときは直ちに諮問するよう事務処理に努められたい。

情報公開制度の運営の改善に関する意見書について

第1号様式 (第4条)

The William Control : 情報公開制度の運営の改善に関する意見書

千葉県情報公開推進会議 (1985年 1987年 1987年

1. 水(1) (1. 水点) · (1.)

会長のこれのは、様々は、素がしま

郵便番号

· " 。 (住生 所 】

氏 名

「法人その他の団体にあっては、主たる事務所の …… 所在地、名称及び代表者の氏名

連絡先電話番号 Commence of the second of the

Appl 1 - まずは本稿にお、うとい 担当者名 しょか コン・コー・コ

口千葉県議会情報公開条例第2.8条の2第2項 の規定により、次のとおり情報公開 制度の運営の改善に関する意見を述べます。過~※いずれかにし印を付してください。

当 通货 医多分霉菌内部的描述 发光力的医分裂

申出人は、今までに何度か苦情申出を行なってきた。その中の ニュー28年10月31日付け処理結果通知書によると、私が苦情として提出 19:301 したもののうち、情報公開制度の運営の改善に関する意見と看做 されたものは、千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する 要領第4条に定める方法により聴取するから、苦情として取り扱 、分文はいか、この自わないもされた。「中央学」で「中華報」、「「

よって、ここに、改めて意見として提出する。

※なお、実施機関は千葉県知事であり、担当課は、千葉県健康福 意見の内容は特殊が、社部千葉県精神保健福祉センター審査課である。

海州之经济设施。中国,周阳总第二、经济。

・担当課は、平成27年 日に申出人の行政文書開示請求を受け 付けたため、同学の日までに開示決定等を行わなければならな いにもかかわらず、開示決定等の期限を延長する手続きを取るこ となく、ただ漫然と同年の日まで何らの決定もせず、また、同 年間 日になってようやく申出人に通知書等(精保セール・ 房)を発送した。 申出人は同月 日に通知書等を受け取った。 同

通知書には開示しない理由として「開示請求に係る行政文書を保 有していないため。(請求に係る行政文書は廃棄済みである。)」 とだけ記載されており、保存期間内であるにもかかわらず廃棄し たため不存在という趣旨の記載は一切見られなかった。

申出人は、同決定に対して同年の月日付けで異議申立をした。実 施機関は、平成27年 月 日付けで千葉県情報公開審査会に諮問 した。

実施機関平成28年第1日付けで理由説明書を千葉県情報公開審査 会に提出した。

千葉県情報公開審査会は、平成28年2月22日付けで「理由説明書の 送付及びこれに対する意見書の提出依頼について」を作成し、理 由説明書に対する意見書を提出するよう依頼した。申出人は同月 日に同文書を受け取った。

理由説明書によると、「当該文書の保存期間は長期保存であるた め、存在しないことは、誤って廃棄したものと考えられる。」と されている。実施機関担当課は、平成28年第月第日まで、開示請求 の対象文書が「誤って廃棄」されたことを申出人に一切伝えなか ったのである。また、その理由説明書には「審査会の委員の任免 等に関する対象文書の移管状況は不明である。」、「原因、状況 が不明である。」と記載されている。

.☆以上の経緯から以下の意見を申し上げる。

1、6年(利用6里)。 (8月日

1945年中华在李月二年的東京衛士等等等的第三人称形式 1445年日

March 1986年 1986年

2次。 1月16日 - 1970年 - 1980年 - 1

"你快看这事不是一样的人们的一个,是是是这种情况被明显

The second of the second of the second

福州中央 1039 军队以下周天子上战争的军官。秦朝江 超三元、有些交流等等的原。为美国统治人的第三人

· 《宋》的第三十四条 路鄉 · 海绵性 (1) 经分类区域公共的遗嘱的特别。由于100年,

When the state of the state of

湖市 (总统公土的公)

数10.第5 三、5期间 。

证据的 "是一个一个一个一个

①情報公開の全ての実施機関は、対象文書が保存期間内であるに もかかわらず廃棄した場合に、その旨を開示請求者に直ちに電話 共享は等で連絡するなど適切に対処したうえでその旨を記載した公印付 きの文書を開示請求者に速達の書留で発送し、通知書における開 示しない理由の欄にもその旨を記載することとすべきである。 ②情報公開の全ての実施機関は、千葉県情報公開条例第13条2項の |規定を遵守し、再発防止策を講じにその内容及び結果を公表すべ |きである許貴(芝麻)に「大き、計込出生」

96 1 と 1 時報点音 1 ③情報公開の全での実施機関は、決定が出たら、遅くともその翌 日には決定通知を開示請求者に発送すべきである。

| ④文書の移管状況を示す行政文書は、永年で保存すべきである。

- さージーでは、気では6重要な文書はむとより、行政文書を廃棄した場合には、廃棄者 、廃棄文書の名称及び性質並びに作成者及び作成年月日、廃棄方 法、廃棄年月日、廃棄理由ぶ廃棄の根拠規則・法令等を明文化し こうで長期保存すべきである。 こうこう
 - (6情報公開の全地の実施機関は、文書廃棄による不存在の場合に 棄なのか、保存期間内の誤廃棄なのか等を記載すべきである。
- の行政不服審査法の規定する救済の迅速性を確保するために、千 是这种的是一种的一种,**以上**的原则是这种的一种,但是这种的

別記 第1号様式(第4条)

情報公開制度の運営の改善に関する意見書

平成 28 年 11 月 3 日

千葉県情報公開推進会議 会長

様

─ 法人ぞの他の団体にあっては、主たる事務所の○ 所在地、名称及び代表者の氏名

連絡先電話番号

担当者名

(法人その他の団体の場合に記載してください。)

□千葉県情報公開条例第27条の2第2項

回千葉県議会情報公開条例第28条の2第2項 の規定により、次のとおり情報公開制度の運営の改善に関する意見を述べます。 ※いずれかにレ印を付してください。

私は、今までに何度か貴会議に苦情申出を行なってまいりました。そのうち、政法第2442号-1情公推第15号-1平成28年10月31日付け処理結果通知書によると、私が苦情として提出したもののうち、情報公開制度の運営の改善に関する意見と看做されたものは、千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領第4条に定める方法により聴取するから、苦情として取り扱わないとされました。

意見の内容

しかし、同要領では、「第3章 意見の聴取(意見聴取の方法) 第4条 推進会議は、条例第27条の2第2項及び千葉県議会情報公開 条例(平成13年千葉県条例第49号。以下「議会条例」という。) 第28条の2第2項の規定による意見を、原則として、情報公開制度 の運営の改善に関する意見書(別記第1号様式)により聴取するも のとする。」、「第4章 苦情の処理(苦情の申し出の方法)第5 条 推進会議は、条例第27条の2第3項及び議会条例第28条の2第3 項の規定による苦情の申出を、原則として、情報公開事務に係る 苦情の申出書(別記第2号様式)により受けるものとする。」と定 められています。

したがって、貴会議苦情処理部会が苦情として提出されたものを意見と判断した場合には、自動的に、あるいは、苦情を提出した本人に確認したうえで、同要領第4条に定める方法により聴取したと見做して審議を継続すべきです。

そして、貴会議が意見として提出されたものを苦情と判断した 場合には、自動的に、あるいは、意見を提出した本人に確認した うえで、同要領第5条に定める方法により聴取したと見做して審議 を継続すべきです。

以上

全超推進会報 28,11, -7

以受

。其是一个海岸两个5个大型中四地的众军对一

排毛科科 机双光线

1.8. 食藥瓶季运到增加更有

· 价格的品类用数量的。 the Comment

大學選擇了一生。 计算多个 医精神性神经炎人物 THE PRESENTED TO

(1917年) 日集選(学師の計划の違い等)。

那么學之中是"人有關各國行生學之事之事

一般出発力のサービスによりは経験のことが出ている。 2. 在全国工工的企业中心,在19世纪中,这个支持18年度是在19年代,最近代表的扩展的。

一型なった。 2世代の一件会談に指揮用用を行むって、インコレ大手 · 电运动中线的中域的特别是一种成为中国的国际。中

三、1. 产业工艺也没有广展专办《集工》语文中遗嘱《史》部籍合理节》。 タン・ディンの機能である。 医療として取り続いないによる

一、连三、四、斯斯克克,都是人类的一个大震"。1955年使用,为五、

新、各种、自己品种设计是基础CREET 多种的对象。这种通过对自由中的一个企业中

A CONTRACT OF THE PROPERTY OF A CONTRACT OF THE PARTY OF

· 福德(Garalland Andrews) 等時,

主導的心學的主義有法院自己等主義的主義。自己的研究工作。機能可以不 大声最后并死的战略的一位"主义盟朝"。」由中国的古人共和国的国际部分的 可是一点为"KTE"的"自然"的"ATT"的"

16、10也就我把模型。在数型人类的原子指数数2。

· 病酶 1、1.2011 1.2012 1.2013 (新加州)。 医多种性神经病 化氯化

化双氯磺胺甲二胺 化二氯化甲基磺胺二甲二基甲甲磺胺二苯甲基

(1) and (1) 主力 化激素品 (1) 11 12 (1) (1) (2) (1995年) 加拿起汽车的汽车

or instantia 中华 一一 鐵馬江

1.0

意見の内容

第1号様式(第4条)

情報公開制度の運営の改善に関する意見書

平成29年6月27日

千葉県情報公開推進会議 会長

様

郵便番号 住 所 氏 名

法人その他の団体にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名

連絡先電話番号

担当者名

(法人その他の団体の場合に記載してください。)

ロ千葉県情報公開条例第27条の2第2項

回千葉県議会情報公開条例第28条の2第2項 の規定により、次のとおり情報公開制度の運営の改善に関する意見を述べます。 ※いずれかにレ印を付してください。

情報公開の不服申立てが文書の特定で争われて、少なくとも特定すべき新たな対象文書の存在が確認された場合、その文書の情報の不開示情報該当性をも審議の対象とするように改善していただきたい。

現状では、不服申立人が対象文書該当性の争いに勝利して新たに特定された文書について処分がなされても、違法にも全部不開示がなされることがある(資料1)。再処分に不服がある場合にはさらに行政不服審査請求をしなければならないため、現状の運用は、行政不服審査法第1条の保障する簡易迅速な救済という精神を棄損し、民主主義を担保する情報公開の情報を陳腐にさせることでなる。

なお、他の自治体では、すでに本件改善の求めが実現したような運用を行なっている(資料2)。

とりわけ、貴会議には、千葉県は、情報公開の行政不服審査請求 がおよそ2年もの長期間を要しているという不服申立で手続きの 期間も御考慮いただきたい。

各科

- 2 豊見城市情報公開及び個人情報保護審査会の市政情報の公開。 等の決定に対する不服申立てについて(答申)及び第5号答申書の1 枚目

以上

全開推進会議 29.6,27 4又受

行政文書不開示決定通知書

精医七第一号 平成29年第月

様

千葉県病院局長 矢

平成27年**建**月**東東**日付けの開示請求について、千葉県情報公開条例第12条第1項の規定により、

次のとおり行政人置	の全部を開示しない。ことを決定したので通知します。
開示請求ご採る行政文 書の件名又は内容	于葉県精神科医療センター職員の履歴書
開示しない理由	千葉県情報公開条例第8条第2号該当本件行政文書には個人に関する情報(氏名、住所、生年月日、性別、学歴、発令年月日、発令事項等)が記録されており、これは特定の個人を識別することができる情報であるため。
開示しない理由が 消滅する期日	
担当課(所)	千葉県病院局千葉県精神科医療センター事務局医事管理課 電話番号 (043) 276-1361
備考	(請求書の収受日 平成27年20月20日、決定日 平成29年20月20日) 受付452番 異議申し立てに係る決定取り消しによる新たな決定

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、千葉県病院局長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉 県を被告として(訴訟において千葉県を代表する者は千葉県病院高長となります。)、処分の取消し の訴えを提起することができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6 箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提 起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対す る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起する ことができます。

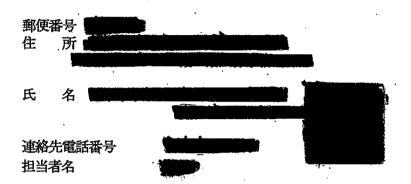
情報公開制度の運営の改善に関する意見書

2018年 1月 17日

千葉県情報公開推進会議

会長

様

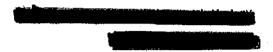


- 回 千葉県情報公開条例第27条の2第2項
- 回 千葉県議会公開条例第28条の2第第2項の規定により、次のとおり情報公開制度の運営の改善に関する意見を述べます。

意見の内容 別紙のとおり

- 「本族県情報
公園担選会館
30,1,19

情報公開制度の運営の改善に関する意見書



以下のとおり意見を提出します。

記

1. 千葉県情報公開条例の見直し

行政文書の開示決定の期限を、現状の30日から、15日に短縮すること。 多くの自治体の開示決定の期限は15日である。

また、平成12年8月の千葉県公文書公開審査会答申が「・・迅速な決定と、速やかな公開の実施が必要不可欠である、との認識のもと、実施機関は、引き続き真摯な対応に努めなければならない、としていることを踏まえ、実施機関は、速やかに開示決定等を行うよう努めるものとする。」と情報公開事務の手引きで決定しているが、今日まで期限の短縮を検討し、実施していない。

千葉県のIT化が進捗している現状も踏まえ、18年前の答申に立ち返り情報公開の本旨にのっとり、開示決定の期限を見直すよう、本会議で意見されたい。

2. 情報公開 苦情処理の改善

苦情処理(異議申立て)の処理期間を抜本的に改善すること。

異議申立てから諮問まで2年7月余を費やした事例が平成27年度に発生したがその後も審理の迅速化が進まず、同様な積滞が存在している。

苦情処理については、平成16年度にかけて3年に及ぶ積滞が発生していたが、県民の努力で改善した経緯があり、千葉県は抜本的な改善を約束した。 情報公開の在り方を含め、技术的な対策を行るよう。大会議で会見された。

情報公開の在り方を含め、抜本的な対策を行うよう、本会議で意見されたい。

3. 千葉県議会の情報公開の改善

政務活動費の使途については、全国の自治体で問題指摘がなされている

が、議会を含めた県政への県民参加を得るためには、千葉県政務活動費について、収支報告書、領収書、県民への配布物など成果物を含めてホームページに公開し、情報公開の向上によって県民の理解を進めることが必要である。

多くの自治体で、公開が進められている中で、千葉県議会は県民の請願な どの声に反して、ホームページでの公開をしていない。

議会の自主を尊重することは当然であるが、情報公開に対する無理解な対 応は、法と条例の本旨に反していることを指摘されなければならないむね、 本会議で意見されたい。

4. 千葉県公安委員会および千葉県警察本部の情報公開の改善

東日本大震災、熊本大地震について、千葉県警察は多くの警察官を動員して人命救助や治安の維持等について活動し、被災者から感謝され、市民の称 替を受けた。

この活動に要した出張費・交通費・滞在費などの経費を情報公開請求したところ、経費の算出は行っていない、として、不開示であった。

経費の支出が行われているにも関わらず、これを算出せず、その情報を開示しないことは、情報公開法および条例の本旨に反する行為であるから、これを是正するよう、本会議で意見されたい。

5. 個人情報の漏洩による被害救済対策についての改善

個人情報の漏洩により、被害が発生しているにも関わらず、被害の救済、 損害の回復などに誠意のある対応が図られていない事例が、県内の複数の自 治体で確認されている。

報道機関で明らかにされた事例や、それ以外での事例を含め個人情報の漏洩は基礎自治体においても懸念され、全国的に見ても東京都で 67 万件の不正アクセスによる個人情報漏洩があり、1万件以上の大規模な事案で、36 件(2017 年 民間企業を含む)との集計がある現状である。

自治体による個人情報の漏洩が発生すると、救済の処理について、自治体によりその対応が異なり、被害を受けた住民は、加害者による被害を防ぐために転居先を探し、子どもの転校先を交渉するなどの中で、加害自治体との係争を迫られるなど、被害者の負担を更に増している現状がある。

千葉県が指導し、適格で公平公正な救済基準を示すよう、本会議で意見されたい。

以上